

道路交通法一部改正(平成27年6月1日施行)

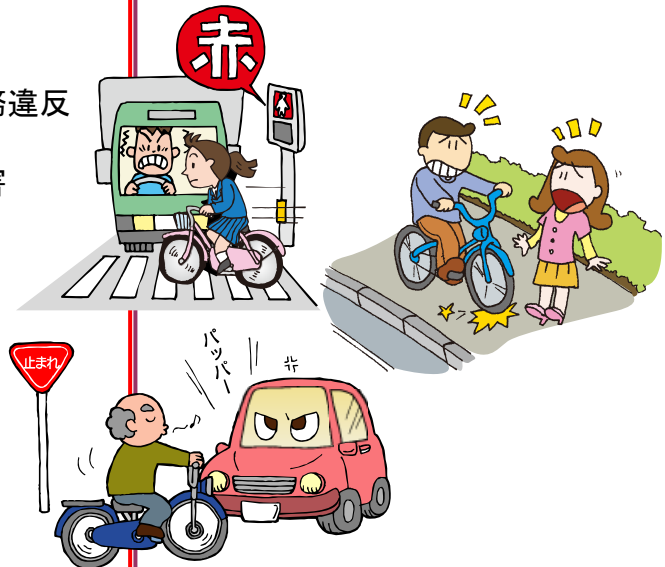
自転車運転中に「信号無視」等、 一定の**危険行為**を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります

講習の対象となる一定の危険行為(14項目)

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反



自転車運転者講習制度のながれ

一定の危険行為をくり返す
(3年以内に2回以上)

都道府県公安委員会から
受講命令

講習受講

講習時間：3時間
受講手数料：5,700円
(標準額)

受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

自転車は「車両」です

自転車に乗る時は、交通ルールを守り、
「自転車安全利用五則」を遵守しましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用